

神戸地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 実質課税に係る処分の取消し請求事件

国側当事者・国(姫路税務署長)

令和6年3月14日却下・棄却・控訴

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 別紙却下部分目録記載の訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの課税事業年度の地方法人税に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の平成31年3月●日から令和元年6月●日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和元年6月●日から同年9月●日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和元年9月●日から同年10月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 6 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和元年11月1日から令和2年1月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 7 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年5月1日から同年7月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分を取り消す。
- 8 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年8月1日から同年10月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分を取り消す。
- 9 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対して送付した平成31年3月●日から令和元年10月31日までの課税期間に係る欠損金額の修正のお知らせを取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

処分行政庁は、原告に対し、原告が行った金地金等の取引による収益の帰属先は原告ではなく甲であるなどとして、①原告の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの事業年度（以下「令和2年10月期」という。）の法人税に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、②原告の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの課税事業年度（以下「令和2年10月課税事業年度」という。）の地方法人税（以下、法人税及び地方法人税を併せて「法人税等」という。）に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分（以下、①及び②を併せて「本件法人税等各処分」という。）、③平成31年3月●日から令和元年6月●日までの課税期間（以下「令和元年6月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、④令和元年6月●日から同年9月●日までの課税期間（以下「令和元年9月課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑤令和元年9月●日から同年10月31日までの課税期間（以下「令和元年10月課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑥令和元年11月1日から令和2年1月31日までの課税期間（以下「令和2年1月課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑦令和2年5月1日から同年7月31日までの課税期間（以下「令和2年7月課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分、⑧令和2年8月1日から同年10月31日までの課税期間（以下「令和2年10月課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分（以下、③～⑧を併せて「本件消費税等各処分」といい、①～⑧を併せて「本件各処分」という。）を行った。

本件は、原告が、処分行政庁が所属する被告に対し、原告が行った金地金等の取引の帰属先は甲ではなく原告であるから本件各処分は違法であるなどと主張して、その全部の取消しを求めるとともに、本件各処分を通知した「欠損金額の修正のお知らせ」の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙「関係法令の定め」のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等（甲3）

原告は、平成31年3月●日、古物営業並びに日用雑貨及び服飾雑貨の販売等を目的として設立された合同会社である。原告の業務執行社員及び代表社員は、原告の設立時から甲のみである。

（2）原告及び甲による取引

原告及び甲は、別表4-1及び別表4-2の順号1～7のとおり、令和元年5月27日から令和2年1月6日にかけて、7回にわたり、①甲が原告に対して金銭を貸し付け、②原告が、原告名義で金地金等を購入し、③原告が甲に対して購入した金地金等を引き渡す取引（以下、番号順に「本件取引1」～「本件取引7」といい、これらを併せて「本件各取引」という。）を行った。これらのうち少なくとも5回（本件取引2及び4～7）については、

甲が原告から引渡しを受けた金地金等を売却した。(乙13の1~9)

(3) 原告による法人税等及び消費税等の確定申告

ア 原告は、平成31年4月9日、処分行政庁に対し、同年3月●日から令和元年10月31日までの課税期間を適用開始課税期間として、消費税課税期間特例選択届出書を提出した。これにより、原告の平成31年3月●日から令和元年10月31日までの課税期間は、令和元年6月課税期間、令和元年9月課税期間及び令和元年10月課税期間に区分された。

(乙7)

イ 原告は、法人税等について、別表1及び別表2の「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに処分行政庁に提出した。(乙5の2)

ウ 原告は、消費税等について、別表3-1及び別表3-2の「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに処分行政庁に提出した。この際、原告は、別表5のとおり、本件各取引を通じて購入した金地金等の支払対価合計2億4491万0060円を、課税仕入れとして仕入税額控除の対象とし、還付申告を行った。(乙14の1~4、6、7)

(4) 更正処分等

ア 処分行政庁は、令和3年12月24日、原告に対し、以下の処分(本件法人税等各処分)をした。(甲2)

(ア) 令和2年10月期の法人税について、別表1の「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分及び更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分

(イ) 令和2年10月課税事業年度の地方法人税について、別表2の「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分及び更正処分に伴う過少申告加算税の賦課処分

イ 処分行政庁は、令和3年12月24日、原告に対し、以下の処分(本件消費税等各処分)をした。(甲2)

(ア) 令和元年6月課税期間、令和元年9月課税期間、令和元年10月課税期間及び令和2年1月課税期間の消費税等について、別表3-1の「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分及び更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分

(イ) 令和2年7月課税期間及び令和2年10月課税期間の消費税等について、別表3-2の「更正処分等」欄記載のとおり、更正処分

ウ 処分行政庁は、原告に対し、平成31年3月●日から令和元年10月31日までの事業年度分の法人税の確定申告に係る欠損金額を記載した令和3年12月24日付け「欠損金額の修正のお知らせ」と題する書面を送付した。(甲2)

(5) 審査請求

原告は、令和3年12月27日、国税不服審判所長に対し、本件各処分及び「欠損金額の修正のお知らせ」の全部の取消しを求めて審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和4年12月22日、原告の上記審査請求のうち、令和2年7月課税期間の消費税等の更正処分及び「欠損金額の修正のお知らせ」の取消しを求める部分を却下し、その余をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲1)

(6) 訴え提起

原告は、令和5年1月4日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

4 争点

争点は次のとおりである。なお、原告は、本件訴えのうち別紙却下部分目録記載の訴えが不適法である旨の被告の本案前の主張を争わない旨を陳述した。

(1) 本件法人税等各処分 of 適法性

ア 原告が行った本件各金地金等の仕入れに係る売上原価及び支払手数料が、原告の損金に算入されるべき金額（法人税法22条3項1号）に当たるか（争点1-1）

イ 令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金が、令和2年10月期の法人税に係る益金の額に算入されるか（争点1-2）

(2) 本件消費税等各処分 of 適法性

原告が行った本件各金地金等の仕入れが、消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に当たるか（争点2）

5 争点に関する当事者の主張

(1) 原告が行った本件各金地金等の仕入れに係る売上原価及び支払手数料が、原告の損金に算入されるべき金額（法人税法22条3項1号）に当たるか（争点1-1）

【被告の主張】

本件各取引は、金地金等を仕入れる原告にとって何ら経済的合理性のない取引であることや、甲が原告の唯一の社員であることに照らすと、原告と甲との間の契約関係を仮装し、甲の資金を原資として甲に利益を生じさせる一連の取引であって、その目的は、仕入税額控除による消費税等の還付金の支払を受けることにあった。本件各取引の実態に照らせば、原告は、甲から金地金等を購入することの委任を受け、この委任事務の処理費用の前払として資金の提供を受けたにすぎないから、原告と甲との内部関係においては、本件各金地金等の仕入れの効果は甲に帰属する（法人税法11条）。

そうすると、原告が行った本件各金地金等の仕入れに係る売上原価及び支払手数料は、原告の損金に算入されるべき金額（法人税法22条3項1号）に当たらない。

【原告の主張】

本件各取引に際して原告と甲の間で締結した質権設定契約は、質権者である甲が被担保債権の弁済期到来前に、質物である金地金等について処分を含めた利用ができる（流質以外の場合であっても随時、処分等を行うことができる）という消費寄託類似の合意であり、甲は、上記質権の被担保債権の清算時に、同種・同等・同量の金地金等を原告に返還する意思を有していた。甲は、法の専門家ではないため、質権設定契約において上記のような合意が可能であると認識していた。甲が金地金等を処分したのは、上記合意に基づくものである。原告は、金地金等の運用益を得るために、自らの事業として本件各仕入れをした。本件各取引は、原告と甲の間の有効な合意に基づくものであって、実態のある取引であるから、本件各取引に係る実質所得者は名義人である原告と評価すべきである。

そうすると、原告が行った金地金等の仕入れに係る売上原価及び支払手数料は、原告の損金に算入されるべき金額（法人税法22条3項1号）に当たる。

(2) 令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金が、令和2年10月期の法人税に係る益金の額に算入されるか（争点1-2）

【被告の主張】

消費税等は、申告納税制度を採用しており、還付されるべき消費税額は、消費税等の納税申告書を提出したときに確定する。そして、法人が消費税等の経理処理について税込経理方

式を採用する場合、法人税の課税所得金額の計算上、還付を受ける消費税額は、納税申告書が提出された日の属する事業年度の益金の額に算入される。

原告は、平成31年3月●日から令和元年10月31日までの事業年度（以下「令和元年10月期」という。）において税込経理方式を採用していた。そして、原告の令和元年10月課税期間の消費税等の還付申告書は令和元年11月4日に提出されているから、令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は令和元年11月4日に確定し、同日は法人税の処理上、令和2年10月期に当たる。したがって、上記還付金は、令和2年10月期の法人税に係る益金の額に算入される。

【原告の主張】

原告が採用していたのは税抜経理方式であるから、令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は令和2年10月期の法人税に係る益金の額に算入されない。

また、仮に上記（1）【被告の主張】のとおり、本件各金地金等の仕入れに係る実質行為者が甲であれば、令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は原告に帰属せず、原告の収益、所得を構成しないというべきである。

(3) 原告が行った本件各金地金等の仕入れが、消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に当たるか（争点2）

【被告の主張】

上記（1）【被告の主張】のとおりであるから、原告と甲との内部関係においては、本件各金地金等の仕入れの効果は甲に帰属する（消費税法13条）。原告が行った本件各金地金等の仕入れは、消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に当たらない。

【原告の主張】

上記（1）【原告の主張】のとおり、本件各取引は、原告と甲の間の有効な合意に基づくものであって、実態のある取引であるから、本件各取引に係る実質行為者は名義人である原告と評価すべきである。原告が行った本件各金地金等の仕入れは、消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に当たる。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者等

ア 原告は、古物営業並びに日用雑貨及び服飾雑貨の販売等を目的として平成31年3月●日に設立された合同会社である。原告は、令和元年8月5日、会社の目的に、国内外の有価証券、外国為替、商品先物取引、金融先物などの金融商品による資産運用等を追加した。原告の業務執行社員及び代表社員は、設立時から甲のみであり、甲以外に従業員はいない。原告は、甲に対して役員給与を支給していない。（甲3、乙3・3頁 [答7、8]）

イ 甲は、消費税等の確定申告書を姫路税務署長に提出していない。（弁論の全趣旨）

(2) 本件各取引の内容

ア 本件取引1

(ア) 原告名義の預金口座の開設

原告は、平成31年4月9日、A信用金庫姫路中央支店に原告名義の普通預金口座

(以下「本件原告預金口座」という。)を開設し、1万円を預け入れた。(乙10)

(イ) 令和元年5月27日付けの金地金等の購入

- a 甲は、令和元年5月27日、甲名義のA信用金庫姫路中央支店の普通預金口座(以下「本件個人預金口座」という。)から、本件原告預金口座に900万円を振込送金した。(乙10、11)
- b 原告は、令和元年5月27日、原告名義で、別表4-1の順号1の「購入先」欄記載の購入先業者から、同「番号」欄記載の金地金等(以下「本件金地金等1」という。)を同「購入金額(税込)」欄記載の金額で購入した(以下「本件仕入れ1」という。)(乙3・36頁)
- c 原告は、令和元年5月27日、上記購入に係る代金158万2500円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により上記購入先業者に支払い、同日頃、上記購入先業者から本件金地金等1の引渡しを受け、甲に対し、本件金地金等1を引き渡した。(乙3・7頁[答34]、乙10)
- d 原告と甲は、本件仕入れ1について、以下の内容の令和元年5月27日付け動産質権設定の覚書を作成した。(乙3・34～37頁)

(a) 金銭消費貸借契約(第1条)

甲は、原告に対し、弁済期を令和5年10月31日として、令和元年5月27日の物品買付費用を貸し付けた。返済方法は、おって甲が指定する。

(b) 質権設定(第3条)

原告は、上記(a)の債務の履行を担保するため、「別紙物件目録」記載の原告所有の動産の上に質権を設定し、甲はその動産の引渡しを受けた(1項)。甲は、引渡しを受けた動産について、利用及び使用できることとする。さらに、生じた果実については、利息に代えて甲に帰属することとする(2項)。

なお、当該覚書に「別紙物件目録」の添付はなく、代わりに、上記bに係る計算書及び領収書並びに甲名義の「物品借用書」と題する書面が添付されている。物品借用書には、品名がプラチナ地金、数量が重量500グラム、借用目的が留置と運用、期間については上記(a)の金銭消費貸借との合理性を考慮して協議するとの記載がある。

(c) 流質(第5条)

原告が弁済期に上記(a)の債務の支払をせず、又は期限の利益を喪失した場合は、甲は、原告に対して、何らの通知も要せずに、本件動産を任意に売却し、その代金を上記(a)の債務の弁済に充てることできる(1項)。

イ 本件取引2

(ア) 令和元年6月5日付けの金地金等の購入

- a 令和元年6月5日時点で、本件原告預金口座には、本件取引1による代金の出金後の残金である742万7500円の預け入れがされていた。(乙10)
- b 原告は、令和元年6月5日、原告名義で、別表4-1の順号2の「購入先」欄記載の購入先業者から、同「番号」欄記載の金地金等(以下「本件金地金等2」という。)を同「購入金額(税込)」欄記載の金額で購入した(以下「本件仕入れ2」という。)(乙3・40頁)

- c 原告は、令和元年6月5日、上記購入に係る代金500万円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により上記購入先業者に支払い、同日頃、上記購入先業者から本件金地金等2の引渡しを受け、甲に対し、本件金地金等2を引き渡した。なお、上記購入先業者は、同月6日、上記送金額（500万円）と代金額（499万1760円）の差額8240円を本件原告預金口座に振込送金する方法により返金した。（乙3・7頁 [答34]、乙10）
- d 原告と甲は、本件仕入れ2について、令和元年6月5日付け動産質権設定の覚書を作成した。同覚書には、令和元年5月27日付け動産質権設定の覚書の内容と同旨の内容が記載されている。（乙3・38～41頁）

(イ) 本件金地金等2の売却

甲は、保管していた本件金地金等2を、別表4-1の順号2の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の売却先業者に対し、「売却金額（税込）」欄記載の金額で売却した。（乙13の1）

ウ 本件取引3

(ア) 令和元年9月11日付けの金地金等の購入

- a 甲は、令和元年9月11日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に177万8500円を振込送金した。（乙10、11）
- b 原告は、令和元年9月11日、原告名義で、別表4-1の順号3の「購入先」欄記載の購入先業者から、同「番号」欄記載の金地金等（以下「本件金地金等3」という。）を同「購入金額（税込）」欄記載の金額で購入した（以下「本件仕入れ3」という。）。（乙3・44頁）
- c 原告は、令和元年9月11日、上記購入に係る代金177万8500円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により上記購入先業者に支払い、同日頃、上記購入先業者から本件金地金等3の引渡しを受け、甲に対し、本件金地金等3を引き渡した。（乙3・7頁 [答34]、乙10）
- d 原告と甲は、本件仕入れ3について、令和元年9月13日付け動産質権設定の覚書を作成した。同覚書には、令和元年5月27日付け動産質権設定の覚書の内容と同旨の内容が記載されている。（乙3・42～45頁）

エ 本件取引4

(ア) 令和元年10月15日付けの金地金等の購入

- a 甲は、令和元年10月15日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に5740万円を振込送金した。（乙10、11）
- b 原告は、令和元年10月15日、原告名義で、別表4-1の順号4の「購入先」欄記載の購入先業者から、同「番号」欄記載の金地金等（以下「本件金地金等4」という。）を同「購入金額（税込）」欄記載の金額で購入した（以下「本件仕入れ4」という。）。（乙3・48頁）。
- c 原告は、令和元年10月15日、上記購入に係る代金5740万円を、本件原告預金口座から同額を振込送金する方法により上記購入先業者に支払い、同日頃、上記購入先業者から本件金地金等4の引渡しを受け、甲に対し、本件金地金等4を引き渡した。（乙3・7頁 [答34]、乙10）

d 原告と甲は、本件仕入れ4について、令和元年10月15日付け動産質権設定の覚書を作成した。同覚書には、甲から原告への貸付金の弁済期は令和5年10月31日（令和3年10月31日までは弁済不可）である旨の記載があるほかは、令和元年5月27日付け動産質権設定の覚書の内容と同旨の内容が記載されている。

（乙3・46～49頁）

（イ）本件金地金等4の売却

原告代表者は、保管していた本件金地金等4を、別表4-1の順号4の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の売却先業者に「売却金額（税込）」欄記載の金額で売却した。（乙13の1～3、7）

オ 本件取引5

（ア）令和元年10月31日付けの金地金等の取得

a 甲は、①令和元年9月20日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に500万円を振込送金し、②同年10月10日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に5000万円を振込送金し、③同月11日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に1000万円を振込送金した。（乙10、11）

b 原告は、令和元年9月20日から同月30日にかけて、原告がB株式会社に開設している商品先物取引口座（以下「本件先物取引口座」という。）において、別表4-1の順号5の「番号」欄記載の各金地金等（以下「本件金地金等5」という。）の先物取引に係る買い注文を行い、同年10月31日、上記各買い注文の受渡決済をした。原告は、これにより、本件金地金等5をそれぞれ別表4-1の順号5の「購入金額（税込）」欄記載の金額で取得した（以下「本件仕入れ5」という。）。（乙3・53頁）。

c 上記bに係る受渡決済代金4615万6000円並びに当該受渡決済に係る委託手数料及び受渡手数料の合計6万9104円は、本件先物取引口座に預託された証拠金から清算され、原告は、甲に対し、本件金地金等5を引き渡した。（乙3・7頁 [答34]、弁論の全趣旨）

d 原告と甲は、本件仕入れ5について、令和元年10月11日付け動産質権設定の覚書を作成した。同覚書には、甲から原告への貸付金の弁済期は令和5年10月31日（令和3年10月31日までは弁済不可）である旨の記載があるほかは、令和元年5月27日付け動産質権設定の覚書の内容と同旨の内容が記載されている（乙3・50～52頁）。

（イ）本件金地金等5の売却

甲は、保管していた本件金地金等5を、別表4-1の順号5の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の売却先業者に「売却金額（税込）」欄記載の金額で、売却した。（乙13の3～5）

カ 本件取引6

（ア）令和元年12月27日付けの金地金等の取得

a 甲は、令和元年11月25日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に9200万円を振込送金した。（乙10、11）

b 原告は、令和元年11月13日から同月18日にかけて、本件先物取引口座にお

いて、別表4-2の順号6の「番号」欄記載の各金地金等（以下「本件金地金等6」という。）の先物取引に係る買い注文を行い、同年12月27日、上記各買い注文の受渡決済をした。原告は、これにより、本件金地金等6をそれぞれ別表4-2の順号6の「購入金額（税込）」欄記載の金額で取得した（以下「本件仕入れ6」という。）。(乙3・59、60頁)

c 上記bに係る受渡代金1億0903万5300円並びに当該受渡決済に係る取引委託手数料及び受渡手数料の合計16万4274円は、本件先物取引口座に預託された証拠金から清算され、原告は、甲に本件金地金等6を引き渡した。(乙3・7頁 [答34]、弁論の全趣旨)

d 原告と甲は、本件仕入れ6について、令和元年11月26日付け動産質権設定の覚書及び同年12月27日付け対象物の特定書を作成した。上記覚書には、甲から原告への貸付金の弁済期は令和5年10月31日（令和3年10月31日までは弁済不可）である旨の記載があるほかは、令和元年5月27日付け動産質権設定の覚書の内容と同旨の内容が記載されている。(乙3・54～58頁)

(イ) 本件金地金等6の売却

甲は、保管していた本件金地金等6を、別表4-2の順号6の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の売却先業者に「売却金額（税込）」欄記載の金額で売却した。(乙13の6～9)

キ 本件取引7

(ア) 令和2年1月6日付けの金地金等の購入

a 甲は、令和2年1月6日、本件個人預金口座から本件原告預金口座に2905万6000円を振込送金した。(乙10、11)

b 原告は、令和2年1月6日、原告名義で、別表4-2の順号7の「購入先」記載の購入先業者から、同「番号」欄記載の金地金等（以下「本件金地金等7」といい、本件金地金等1～7を併せて「本件各金地金等」という。）を同「購入金額（税込）」欄記載の金額で購入した（以下「本件仕入れ7」といい、本件仕入れ1～7を併せて「本件各仕入れ」という。）。(乙3・66頁)

c 原告は、令和2年1月6日、本件金地金等7の購入に係る代金2405万6000円を本件原告預金口座から振込送金する方法により当該購入先業者に支払い、同日頃、当該購入先業者から本件金地金等7の引渡しを受け、甲に対し、本件金地金等7を引き渡した。(乙3・7頁 [答34]、乙10)

d 原告と甲は、本件仕入れ7について、令和2年1月6日付け動産質権設定の覚書及び同月31日付け対象物の特定書を作成した。同覚書には、甲から原告への貸付金の弁済期は令和5年10月31日（令和3年10月31日までは弁済不可）であり、返済方法は原則一括返済とする旨の記載があるほかは、令和元年5月27日付け動産質権設定の覚書の内容と同旨の内容が記載されている（以下、本件各仕入れについて作成された動産質権設定の覚書を「本件各覚書」といい、本件各覚書に基づく原告と甲の合意を「本件各合意」という。）。(乙3・61～65頁)

(イ) 本件金地金等7の売却

甲は、保管していた本件金地金等7を、別表4-2の順号7の「売却日付」欄記載の

日に、「売却先」欄記載の売却先業者に「売却金額（税込）」欄記載の金額で売却した。

（乙13の9）

（3）原告の法人税等の確定申告

ア 原告は、法人税等について、別表1及び2の「確定申告」欄記載のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに処分行政庁に提出した。（前提事実（3）イ）

イ 令和2年10月期の法人税の確定申告に係る益金の額には、原告が令和2年10月期に消費税等の還付を受けるための申告書を提出した後記（4）イの令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は算入されていない。（乙5の2、乙14の3）

ウ 令和2年10月期の法人税の確定申告に係る損金の額には、本件金地金等1～5に係る支出の税抜金額1億0179万4036円（「商品期首たな卸高」欄記載の金額）及び本件仕入れ6及び7に係る支出の税抜金額1億2099万2091円の合計額から、商品期末棚卸高2億1816万4126円を控除した売上原価462万2001円（以下「本件売上原価」という。）、本件仕入れ6に係る委託手数料及び受渡手数料の税抜金額14万9340円（以下「本件支払手数料」という。）がそれぞれ算入されている。（乙5の2、弁論の全趣旨）。

（4）原告の消費税等の確定申告

ア 原告は、消費税等について、別表3-1及び3-2の「確定申告」欄記載のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに処分行政庁に提出した。（前提事実（3）ウ）

イ 原告は、本件各仕入れに係る購入金額総額2億4491万0060円を、別表5のとおり、消費税等の計算上、課税仕入れとして仕入税額控除の対象とし、確定申告（還付申告）を行った。（乙14の1～4）

ウ 処分行政庁は、原告に対し、令和元年7月8日に令和元年6月課税期間分の還付金48万6981円、令和元年10月11日に令和元年9月課税期間分の還付金13万1739円、令和2年1月29日に令和元年10月課税期間分の還付金941万2282円、令和2年5月27日に同年10月課税期間分の還付金1211万4142円を支払った。（甲4、14）

2 原告が行った本件各金地金等の仕入れに係る売上原価及び支払手数料が、原告の損金に算入されるべき金額（法人税法22条3項1号）に当たるか（争点1-1）について

（1）判断の枠組み

資産又は事業から生ずる収益が一見して帰属すると見られる者が単なる名義人であって、実際には収益を享受しない場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するとして法人税等が課税される（実質所得者課税の原則、法人税法11条）。誰が本件各取引による収益を享受するかについては、原告と甲の関係性、本件各取引全体の仕組み、本件各取引の目的等を総合して判断するのが相当である。

（2）検討

ア 上記1の認定事実によれば、原告は、甲を代表社員とするいわゆる一人会社であるから、甲は、原告を支配し、原告の意思決定を自由に行い得る立場にあったといえる。

イ 本件各仕入れは、いずれも原告の名義で行われているが、本件各覚書には、いずれも、甲が原告に対して物品買付の資金を貸し付けた旨の条項（1条）がある。本件各金地金等

の購入代金は、本件個人預金口座からの振込送金を原資とする本件原告預金口座からの振込送金又は本件先物取引口座からの受渡決済により行われた。甲は、令和3年2月9日、同月10日、同月16日及び同月17日に行われた法人税等調査において、神戸税務署の職員に対し、原告が購入した金地金等の資金は全て甲からの借入金である旨を述べた（乙3・5頁）。これらによれば、本件各仕入れに係る購入代金は、いずれも甲が出捐した資金が原資であると認められる。

原告は、本件各仕入れの日に甲との間で、購入した本件各金地金等につき、甲のために質権を設定する旨の合意（本件合意）をした上で、これを甲に引き渡した。また、甲は、本件金地金等2及び4～7を売却し、その売却代金を得た。このような取引経過に照らせば、原告は、本件各金地金等を運用して収益を得ることを予定しておらず、実際にも、売却済みの本件金地金等2及び4～7について売却益を得ていなかったと認められる。そうすると、本件各取引は、原告にとって何ら経済的合理性のない取引であると評価することができる。

ウ 本件各覚書の条項によれば、甲は、被担保債権の弁済期が到来する前に質権の目的物を売却することはできない。ところが、甲は、上記質権の被担保債権の弁済期の到来前に質権の目的物である本件金地金等2及び4～7を売却し、本件各覚書の条項に違反したにもかかわらず、原告が甲に対してこのことについて異議を述べていない（弁論の全趣旨）。このような取引経過や、甲は原告の意思決定を自由に行い得る立場にあったことに照らせば、原告と甲が本件各金地金等に設定した質権は、単なる名目上のものにすぎず、その実質を有していなかったことが推認される。

エ 甲は、本件各金地金等の取引について、消費税の確定申告を行っていない（上記1（1）イ）。原告は、本件各仕入れに係る購入金額を仕入税額控除の対象となる課税仕入れとして計上し、消費税等の還付金の支払を受けた（上記1（4）イ、ウ）。本件各取引は、原告が収益を得ることを目的としない経済的合理性のない取引であることを併せ考慮すると、甲は、本件金地金等の仕入れについて自己の消費税等の納税を免れる一方で、原告において消費税等の還付金を得ることができるという仕組みを利用するため、本件金地金等の仕入れに原告を介在させたことが推認される。

オ 以上によれば、本件各仕入れの実質的な帰属主体は、原告ではなく甲であると評価すべきである。すなわち、本件各金地金等から生ずる収益の法律上帰属するとみられる原告は単なる名義人であって、その収益を享受する者は甲であると認められる。そうすると、原告が行った本件各金地金等の仕入れに係る売上原価及び支払手数料は、原告の損金に算入すべき金額（法人税法22条3項1号）に該当しない。

（3）原告の主張について

ア 原告は、本件各合意は消費寄託類似の性質を併有する契約であるから、甲による本件金地金等の売却は上記質権設定契約に反しないし、甲は後に本件金地金等を原告に返還して清算する意思を有していたから、本件各仕入れは原告にとって経済的合理性のあるものであった旨主張する。

しかし、本件各覚書は、いずれも表題が「動産質権設定の覚書」となっているし、流質の条項が設けられていることも考慮すると、本件各合意を原告が主張するような消費寄託類似の契約であると解する余地はない。また、甲の法の不知により本件各覚書が合意内容

を正確に反映していないという原告の主張を認めるに足りる証拠もない。そうすると、本件各合意は、被担保債権の弁済期が到来するまで、甲は質物である本件各金地金等を処分することができないというものであったと認められる。

そして、甲が本件各合意に反して被担保債権の弁済期の到来前に本件金地金等2及び4～7を売却したことに照らすと、甲は、原告との間で質物の売却額と被担保債権額との差額を清算する意思を有していなかったことが推認される。この点、甲が代表取締役を務める株式会社C（以下「C」という。）と甲との間で作成された、本件各取引と同様の金地金の取引に係る令和3年7月31日付け清算確認書（甲11）には、甲とCが同日をもって質権及び金銭貸借の清算を完了した旨が記載されている。しかし、上記清算確認書が原告に対する税務調査の行われた令和3年2月より後の日である令和3年7月31日付けで作成されていること（甲11、乙3）、Cが原告と同様に甲の一人会社であること（乙8）、上記清算書に記載された甲からCに対する金地金の返却等がされたことを裏付ける証拠はないことに鑑みれば、上記清算確認書は、上記推認を覆すものではない。他に、上記推認を覆すような事情は証拠上認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 原告は、金地金等の運用益を得るため、自らの事業として本件各仕入れをしたと主張する。

しかし、本件各取引において、本件各金地金等は、購入後まもなく原告から甲に質入され、さらに甲が本件金地金2及び4～7を売却している（なお、甲が原告に対して本件各金地金等を返還する意思を有していなかったことは、上記アの説示のとおりである。）。原告の上記主張は、本件各取引の客観的内容と整合しないものであり、採用することができない。

3 令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金が令和2年10月期法人税に係る益金の額に算入されるか（争点1-2）について

(1) 一般に、法人が消費税等の経理処理に関して税込経理方式を採用している場合、還付されるべき消費税等は、法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入される。そして、法人税法上、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと考えられる（最高裁平成5年11月25日第一小法廷判決・民集47巻9号5278頁）。消費税等は、申告納税制度を採用しており、還付されるべき消費税額は消費税等の納税申告書を提出したときに確定するから、還付されるべき消費税等は、当該納税申告書が提出された日の属する事業年度の益金の額に算入されると解するのが相当である。

(2) 原告が令和元年10月期の法人税等の確定申告書に添付された損益計算書等において消費税額込みの金額を各科目に計上していたこと（乙5の1・5～7頁）から、原告は、令和元年10月期において税込経理方式を採用していたものと認められる。そうすると、令和元年10月課税期間（令和元年6月●日から同年9月●日までの課税期間）の消費税等に係る還付金は、法人税の課税所得金額の計算上、益金の額に算入する処理（上記（1））を行う必要がある。

原告は、令和元年10月課税期間に係る消費税等の確定申告書を令和元年11月4日に提

出した（上記1（4）ア）。令和元年11月4日は、原告の法人税上は令和2年10月期（令和元年11月1日から令和2年10月31日までの事業年度）に属するから、令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は、令和2年10月期の益金の額に算入されるべきである。

(3) 原告は、令和2年10月期の法人税等の確定申告書の記載（甲26・3頁）を根拠に原告が税抜経理方式を採用していた旨主張する。

しかし、法人税の課税漏れを避ける必要があることからすれば、令和元年10月課税期間の消費税等に係る還付金の処理は、当該課税期間における経理方式によって確定するというべきである。令和2年10月期の法人税等の確定申告書に消費税の経理方式が税抜経理方式である旨の記載があること（甲26・3頁）は、上記（2）の認定を左右するものではない。

(4) 原告は、仮に本件各仕入れの実質行為者が甲である場合、令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は原告に帰属せず、原告の収益、所得を構成しない旨主張する。

しかし、令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は、原告がした令和元年10月課税期間の消費税等の還付申告により生じた原告の所得とみるほかなく、このことは、その後の更正処分等により当該還付申告に係る還付金請求権の存在が認められなかったという事後の事情により左右されるものではない。また、令和元年10月課税期間に係る消費税等について処分行政庁が行った更正処分等（前提事実（4）、別表3-1）により生じた消費税等の税額は、法人税の処理上、更正処分等のあった日の属する事業年度の損金に計上される（上記（1）参照）から、原告に不当に不利益を課す帰結とはならない。原告の上記主張は採用することができない。

4 原告が行った本件各金地金等の仕入れが、消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に当たるか（争点2）について

上記2で説示したとおり、本件各仕入れの実質的な帰属主体は、原告ではなく甲であると評価すべきである。本件各金地金等の譲渡等を行ったとみられる原告は単なる名義人であって、本件各金地金等の譲渡等に係る対価を享受せず、甲が本件各金地金等の譲渡等に係る対価を享受し、又は享受することを予定していたと認められる。そうすると、本件各仕入れは、消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に該当しない。

5 まとめ

(1) 本件法人税等各処分について

原告が行った本件各金地金等の仕入れに係る売上原価及び支払手数料は、原告の損金に算入すべき金額（法人税法22条3項1号）に該当しない。令和元年10月課税期間に係る消費税等の還付金は、令和2年10月期の益金の額に算入される。この場合において、令和2年10月期の法人税が別表1の「更正処分等」欄のとおり算定され、令和2年10月期課税事業年度の地方法人税が別表2の「更正処分等」欄のとおり算定されることは、当事者間に争いが無い。よって、本件法人税等各処分は適法である。

(2) 本件消費税等各処分について

本件各仕入れは、仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に該当しない。この場合において、令和元年6月課税期間、令和元年9月課税期間、令和元年10月課税期間及び令和2年1月課税期間に係る消費税等が別表3-1の「更正処

分等」欄のとおり算定され、令和2年7月課税期間及び令和2年10月課税期間に係る消費税等が別表3-2の「更正処分等」欄のとおり算定されることは、当事者間に争いが無い。よって、本件消費税等各処分は適法である。

6 結論

以上により、原告の本件訴えのうち、別紙却下部分目録記載の部分はいずれも不適法であるからこれらを却下することとし、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 龍見 昇

裁判官 鈴鹿 祥吾

裁判官 関根 隆朗

別紙

当事者目録

原告
 同代表者代表社員
 同訴訟代理人弁護士

5

被告
 同代表者法務大臣
 処分行政庁

10

被告指定代理人
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同

15

20

合同会社

D

甲

酒井尚士

国
 小泉龍司
 姫路税務署長
 草深浩樹
 熊野祐介
 青木将典
 中村拓史
 花谷愛華
 鎌田進輔
 官脇大輔
 上田ゆかり
 松瀬明
 東正幸
 菊地政宏
 鉛口侑弥

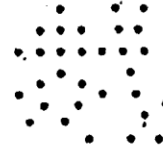
以上

別紙

却下部分目録

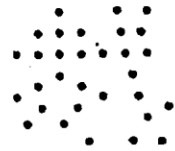
1 以下の各部分の取消しを求める部分

- 5 (1) 原告の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分のうち、所得金額マイナス401万8570円、納付すべき税額0円をそれぞれ超えない部分
- (2) 原告の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの課税事業年度の地方法人税に係る更正処分のうち、納付すべき地方法人税額0円を超えない部分
- 10 (3) 原告の平成31年3月●●日から令和元年6月●●日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額38万3498円及び地方消費税の額10万3483円をそれぞれ超えない部分
- (4) 原告の令和元年6月●●日から同年9月●●日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額10万3745円及び地方消費税の額2万7994円をそれぞれ超えない部分
- 15 (5) 原告の令和元年9月●●日から同年10月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額734万1580円及び地方消費税の額207万0702円をそれぞれ超えない部分
- (6) 原告の令和元年11月1日から令和2年1月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額944万9031円及び地方消費税の額266万5111円をそれぞれ超えない部分
- 20 (7) 原告の令和2年5月1日から同年7月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分の全部



- (8) 原告の令和2年8月1日から同年10月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額1万5280円及び地方消費税の額4309円をそれぞれ超えない部分
- 2 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対して送付した欠損金額の修正のお知らせの取消しを求める部分

以上



別紙

関係法令の定め

第1 法人税法

(実質所得者課税の原則)

5 第11条 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

10 第22条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

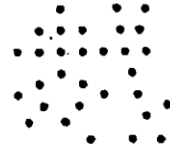
2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

15 3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

20 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの



- 4 第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

第2 消費税法

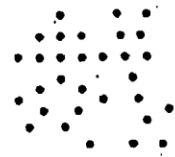
- 5 (資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実質判定)

第13条 法律上資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

10

2. (略)

以上



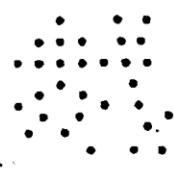
課税の経緯（法人税）

別表1

【単位：円】

期	区分 項目	確定申告	更正処分等 (欠損金額の修正の お知らせ)	審査請求	裁 決
令和2年10月期	年 月 日	令和2年11月9日	令和3年12月24日	令和3年12月27日	令和4年12月22日
	所得金額	△ 4,018,570	8,592,270	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	0	1,337,300		
	翌期へ繰り越すべき 欠損金額	0	0		
	過少申告加算税の額		174,500		

(注) 「所得金額」欄の△印は欠損金額を示す。



課税の経緯（地方法人税）

別表2

【単位：円】

課税 事業 年度	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁 決
	年	月 日				
令和2年 10月課税 事業年度	年	月 日	令和2年11月9日	令和3年12月24日	令和3年12月27日	令和4年12月22日
		課税標準法人税額	0	1,337,000	全部取消し	棄却
		納付すべき税額	0	137,700		
		過少申告加算税の額		13,000		

課税の経緯（消費税等）

別表3-1

【単位：円】

課税期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁 決
	年	月 日	令和元年6月●日	令和3年12月24日	令和3年12月27日	令和4年12月22日
令和元年6月課税期間	消費税	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却
		消費税額	0	0		
		控除対象仕入税額	383,498	4,083		
		納付すべき消費税額	△ 383,498	△ 4,083		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 383,498	△ 4,083		
		納付すべき消費税額	△ 103,483	△ 1,101		
		過少申告加算税の額	/	48,000		
令和元年9月課税期間	消費税	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却
		消費税額	0	0		
		控除対象仕入税額	103,745	0		
		納付すべき消費税額	△ 103,745	0		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 103,745	0		
		納付すべき消費税額	△ 27,994	0		
		過少申告加算税の額	/	13,000		
令和元年10月課税期間	消費税	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却
		消費税額	0	0		
		控除対象仕入税額	7,341,580	4,963		
		納付すべき消費税額	△ 7,341,580	△ 4,963		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 7,341,580	△ 4,963		
		納付すべき消費税額	△ 2,070,702	△ 1,400		
		過少申告加算税の額	/	1,385,000		
令和2年1月課税期間	消費税	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却
		消費税額	0	0		
		控除対象仕入税額	9,449,031	14,890		
		納付すべき消費税額	△ 9,449,031	△ 14,890		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 9,449,031	△ 14,890		
		納付すべき消費税額	△ 2,665,111	△ 4,199		
		過少申告加算税の額	/	1,788,500		

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税の経緯（消費税等）

別表3-2

【単位：円】

課税期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁 決
	項 目	年 月 日				
令和2年7月課税期間		年 月 日	令和2年8月2日	令和3年12月24日	令和3年12月27日	令和4年12月22日
	消費税	課 税 標 準 額	5,828,000	0	全部取消し	却下
		消 費 税 額	454,584	0		
		控除対象仕入税額	14,890	14,890		
		納付すべき消費税額	439,600	△ 14,890		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	439,600	△ 14,890	全部取消し	却下
		納付すべき消費税額	123,900	△ 4,199		
	過少申告加算税の額					
令和2年10月課税期間		年 月 日	令和2年11月9日	令和3年12月24日	令和3年12月27日	令和4年12月22日
	消費税	課 税 標 準 額	0	0	全部取消し	棄却
		消 費 税 額	0	0		
		控除対象仕入税額	15,280	0		
		納付すべき消費税額	△ 15,280	0		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	△ 15,280	0	全部取消し	棄却
		納付すべき消費税額	△ 4,309	0		
	過少申告加算税の額					

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

消費税等の申告状況一覧表

別表5

【単位:円】

課税期間	課税標準額	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	うち金地金等に係る課税仕入れ	うち本件各登記手数料等に係る課税仕入れ	納付すべき消費税額(消費税及び地方消費税)	対応する本件各仕入れ
令和元年6月課税期間	0	6,574,260	6,574,260	-	△ 486,981	1、2
令和元年9月課税期間	0	1,778,500	1,778,500	-	△ 131,739	3
令和元年10月課税期間	0	103,535,104	103,466,000	69,104	△ 9,412,282	4、5
令和2年1月課税期間	0	133,255,574	133,091,300	164,274	△ 12,114,142	6、7
令和2年7月課税期間	5,828,000	210,000	-	-	563,500	
令和2年10月課税期間	0	215,500	-	-	△ 19,589	

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表 4-1、4-2 省略